

○新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例施行規則

昭和49年12月28日

規則第44号

改正 昭和57年6月30日規則第25号

昭和61年12月24日規則第27号

平成5年5月31日規則第16号

平成14年3月29日規則第24号

平成17年3月31日規則第23号

(題名改称)

平成18年9月29日規則第28号

平成21年3月31日規則第16号

平成22年6月30日規則第28号

平成25年3月29日規則第28号

平成26年3月31日規則第11号

平成26年9月19日規則第31号

平成29年3月31日規則第22号

平成29年12月20日規則第45号

令和3年3月29日規則第19号

注 昭和61年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例（昭和49年新座市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭61規則27・平17規則23・一部改正)

(施設)

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関、同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第42条に規定する障がい児入所施設

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）及び同条第11項に規定する障がい者支援施設
- (3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (4) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- (5) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第649条の規定に基づく国立保養所
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準じる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの
(平14規則24・全改、平17規則23・平18規則28・平25規則28・平26規則11・平26規則31・平29規則22・令3規則19・一部改正)

(申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請は、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格認定申請書により行うものとする。

(平14規則24・全改、平17規則23・一部改正)

(受給者台帳への登載及び通知)

第4条 条例第3条第3項の規定により受給資格の認定をした者については、新座市重度心身障がい者福祉手当受給者台帳に登載するものとする。

2 条例第3条第3項に規定する通知は、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格認定・申請却下通知書により行うものとする。

(平14規則24・追加、平17規則23・平29規則22・一部改正)

(現況届)

第5条 条例第3条第3項の認定を受けた者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認定を受けた者の市町村民税の課税状況を確認できるときは、この限りでない。

(平17規則23・追加、平22規則28・令3規則19・一部改正)

(届出)

第6条 条例第4条に規定する届出は、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格喪失届により行うものとする。

2 第3条の申請の内容に変更が生じたときは、新座市重度心身障がい者福祉手当受給資格変更届により市長に届け出なければならない。

(昭61規則27・全改、平14規則24・旧第4条繰下・一部改正、平17規則23・旧第5条繰下・一部改正)

(手当の支給)

第7条 条例第5条に規定する手当は、次の表に掲げる区分によつて支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

期別	期間	支給月
第1期	4月分から9月分まで	9月
第2期	10月分から3月分まで	3月

(昭61規則27・一部改正、平14規則24・旧第5条繰下、平17規則23・旧第6条繰下・一部改正、平29規則22・令3規則19・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の新座市重度心身障がい者福祉手当の支給に関し必要な事項は、総合福祉部長が別に定める。

(昭61規則27・追加、平5規則16・一部改正、平14規則24・旧第6条繰下、平17規則23・旧第7条繰下・一部改正、平21規則16・平29規則45・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 新座市重度心身障害児児童手当支給条例施行規則（昭和45年4月1日規則第5号）は、廃止する。
- 3 この規則施行前の新座市重度心身障害児児童手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年規則第25号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第27号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第16号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第24号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第23号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第28号）
この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条（新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例施行規則第2条第3号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条の4第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第31号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第22号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び第7条にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。